

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて(一部改正)

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて、令和4年5月31日に厚生労働省から通知がありましたので、令和4年6月1日以降の施術分の請求に当たってはご注意ください。

詳細については、通知または厚生労働省のホームページをご覧ください。

以下より、厚生労働省のホームページへリンクします

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正について(令和4年5月31日 保発 0531 第3号)

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/dl/220531_03.pdf

療養費の改定等について(厚生労働省のホームページへリンクします)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken13/01.html>